

ご加入に際して

●被共済者の範囲:被共済者は事業所(法人・個人事業所)とし、政府労災保険の「事業の種類の分類」(大分類)で区分される次の事業(業種)により政府労災保険の適用を受ける事業所とします。

事業の種類の分類 (大分類)	建設事業	製造業	運輸業	その他の事業 〔電気・ガス・水道・熱供給の 事業を含む〕
事業の種類の番号 (中分類)	31～38	41～49 50～59 60～66	71～74	81 91～99

※政府労災保険の「事業の種類の分類」中、林業(02・03)、漁業(11・12)、鉱業(21～26)および船舶所有者の事業(90)はご加入いただけません。

●補償対象者の範囲:補償対象者は、被共済者の事業に従事する従業員等とし、被共済者の事業(業種)により次のとおりとします。
建設事業以外:パート・アルバイト等の非正規従業員を含む全従業員
建設事業:①常用従業員(雇用保険の対象とならない従業員を除きます)
②パート・アルバイト等の非正規従業員を含む全従業員および全下請事業所(数次の請負による場合にあっては、そのすべてを含みます)
※下請事業所には、当該下請事業所の事業主・役員および一人親方を含みます。

●共済掛金:被共済者(法人・個人事業所)の事業(業種)により異なります。

事業の種類の分類(大分類)	月額掛金率(対百万円)	月額共済掛金の計算方法
建設事業	410円	$\text{月額掛金} = \text{共済掛金算出基礎数値} \times \text{業種ごとの月額掛金率}$ 共済掛金算出基礎数値は、事業(業種)および補償対象者の範囲により以下のとおりとします。 ●建設事業以外の場合 →政府労災保険料の算定基礎額となる賃金総額の見込額 ●建設事業の場合 ①常用従業員(雇用保険の対象とならない従業員を除く)を補償対象者とする場合 →雇用保険料の算定基礎額となる賃金総額の見込額 ②パート・アルバイト等の非正規従業員を含む全従業員および全下請事業所を補償対象者とする場合 →年間売上・請負額
製造業	240円	
運輸業	400円	
その他の事業	170円	

- 共済金のお支払い:共済金の受取人は被共済者である事業所(法人・個人事業所)とします。ただし、法定外給付費用補償については、事業所(法人・個人事業所)が受け取る共済金の全額を補償対象者またはその遺族にお支払いいただきます。
- 共済掛金の払込方法:ご契約者の指定口座から自動引落し。ご加入月の翌月より毎月27日に引落します。
- 共済責任開始日:共済責任開始日は加入日の属する月の翌月1日午前零時からとなります。共済責任開始日より前の事故によるご請求については共済金はお支払いできません。
- 共済期間および契約の更新:共済期間は1年間です。ただし、共済期間満了の前日までに当組合の定める手続きにより、共済契約を更新することができます。
- 組合員資格および出資金:広島県内で事業を実施されている方は当組合の組合員資格があります。組合員資格のある方で、当組合を初めてご利用になる方は出資金3口300円以上をお預りします。組合員資格のない方は一定の範囲内で員外利用していただくことができます。(出資金は不要です。)
- 組合と連帯して共済責任を負う者:中小企業福祉共済協同組合連合会(中済連)

ご加入にあたっては、加入申込書添付の「重要事項説明書(契約概要／注意喚起情報)」をご確認ください。

広島県共済の共済制度にご加入の方は、

「エルフルアプリ」を
ご利用いただけます!

「エルフルアプリ」で受けられる優待サービスや中国
地方のイベント情報も満載!楽しいおでかけアプリを
ぜひご利用ください。

インストールは
こちらから



地域の見どころや、広島でキラリと光る企業や人を紹介!
「あんしん情報誌」をお届けします!

24時間年中無休・通話料無料の健康医療相談サービス
「健康もしもし24」でご相談いただけます!

「労災費用共済」についてのご相談は
お気軽にお問い合わせください。

●お電話の方は…
広島県共済組合員相談室



フリー
ダイヤル

0120-708030

FAX記入欄 必要事項を ご記入のうえ、 送信してください。	事業所名	担当者名
	住 所	電話番号

(お客様の個人情報について) ご記入いただいた個人情報は、資料・見積書の作成および発送を行うために活用するほか、各種共済制度・サービスのご案内に利用させていただきます。

FAX:0120-358030

従業員と事業所の「安心・安全」のために誕生した共済制度です

労災費用共済



〈事業所の様々なリスクを複合的にサポート〉

従業員の業務中のケガをしっかり補償

法定外給付費用補償

事業所の費用損失を補てん

事業者費用補償

労災訴訟による事業所の損害賠償を補償

使用者賠償責任補償

労働問題にしっかり対応

労働紛争弁護士費用補償

■お申し込み・お問い合わせは

■共済引受組合



つながる力で、安心と成長を

広島県共済

(広島県認可)

広島県中小企業共済協同組合
〒730-0048 広島市中区竹屋町4-17
https://www.kyosai.or.jp

広島県共済組合員相談室



0120-708030

従業員と事業所の安心・安全のために誕生した共済制度です

法定外
給付費用
補償

従業員の業務中のケガをしっかり補償します

●就業中から通勤中まで、労働災害を補償します。
また、共済金は政府労災の認定を待たずにお支払いします。

●建設業の場合、全下請事業所も補償の対象にできます。

●精神障害、脳・心疾患などの疾病や自殺なども補償します。
※これらの職業性疾病的補償については、政府労災の認定が必要です。

例えば 調理場で転倒しケガをして、仕事を休んだ。

事業者
費用補償

事業所の費用損失を補てんします

●従業員が「法定外給付費用補償」を受ける場合、被災した従業員（遺族）への見舞金や、代わりの人を雇用するための費用など、事業所の損失補てんにお役立ていただけます。

例えば 従業員の休職により、追加でパートタイマーの雇用が必要になった。

使用者賠償
責任補償

労災訴訟による事業所の損害賠償を補償します

●労働災害により、事業所が負担する損害賠償に対応します。

例えば 労働災害により、「安全配慮義務違反」を問われ、損害賠償責任を負った。

労働紛争
弁護士費用
補償

労働問題に弁護士がしっかり対応します

●パワハラ・セクハラなどの労働問題が発生した場合、弁護士への相談費用や、事件解決のための弁護士費用を補償します。

●LAC（日本弁護士連合会リーガル・アクセス・センター）との提携により、労働問題に対応可能な弁護士をご紹介します。

例えば パワハラで従業員から訴えられ、弁護士への相談が必要になった。

労働災害が発生した場合はこのようにご活用ください。

事業所

労働災害発生!

全ての共済金は事業所受け取りです

広島県共済

従業員業務中のケガを補償
法定外給付費用補償

事業所の損失補てんに
事業者費用補償

従業員から訴えられたら
使用者賠償責任補償

労働問題の弁護士費用に
労働紛争弁護士費用補償

従業員のための補償

事業所のための補償

〈共済金の種類〉	〈共済金額〉	〈共済金が支払われる主な場合〉
死亡補償共済金 (注1)	500万円	●事故の日から180日以内に死亡した場合に共済金をお支払いします。
後遺障害補償共済金 (注1)	(1級) 500万円 (14級) 15万円	●事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合に共済金をお支払いします。
休業補償共済金 (注1)	日額 3,000円	●事故の日から180日以内の休業に対し、休業1日目から共済金をお支払いします。
死亡時給付金	100万円	●上記の死亡補償共済金が支払われる場合に共済金をお支払いします。
後遺障害時給付金	(1～3級) 50万円 (4～7級) 30万円	●上記の後遺障害補償共済金が支払われる場合に共済金をお支払いします。 ※8級～14級の場合は共済金のお支払いはできません。
休業時給付金	10日ごとに 3万円	●上記の休業補償共済金が支払われる場合に事故の日から180日以内の休業に対して90日を限度に共済金をお支払いします。
使用者賠償責任補償共済金	1名につき 5,000万円 限度 1事故につき 1億円 限度	●労働災害により事業所が法律上の損害賠償責任を負った場合に、左記の金額を限度にかかった費用の実費をお支払いします。
法律相談費用共済金 (注2)	1事故につき 10万円 限度	●労働紛争の解決のため、弁護士に相談した場合に弁護士からの請求額(実費)の90%を10万円を限度にお支払いします。
弁護士費用共済金 (注3)	1事故につき 300万円 限度	●労働紛争の解決を弁護士に依頼した場合に弁護士からの請求額(実費)の90%を300万円を限度にお支払いします。

(注1) 事業所で法定外補償規定等を定めている場合は、法定外補償規定等で定める金額と法定外給付費用補償にかかる共済金額のいずれか低い金額を限度とします。
(注2) 1共済期間(1年間)につき30万円を限度とします。(注3) 1共済期間(1年間)につき1,000万円を限度とします。

事業所に過失があった労働災害の場合、損害賠償金は高額になる可能性があります!

例えば

50歳男性
職種／金属加工業
安全装置の故障を知らされずに作業を行ったため、プレス機に挟まれ左手4指を切断する後遺障害が残った。
(本人に過失なし、休業3ヶ月)

損害賠償金の内訳

逸失利益※1
3,160万円

慰謝料等※2
1,245万円

合計 4,405万円

3,691万円は事業所の自己負担!

政府労災保険給付金
714万円

合計 4,405万円

労災費用共済なら

◎法定外給付費用補償
後遺障害補償(7級).....200万円
休業補償(3,000円×90日).....27万円

◎使用者賠償責任補償.....3,464万円

支払額合計 3,691万円 事業所負担 0円

◎事業者費用補償
後遺障害給付金(7級).....30万円
休業時給付金(90日÷10×3万円).....27万円

さらに 57万円を事業所の損失補てん費用としてお支払い

注) 上記は試算例であり、実例ではありません。